

上二箇本江・櫛比の八庄とするが信じ難い。三ヶ・八ヶなどいふものは常に村数であり、利家の印書に入ヶ内道下之内百姓中と記したのもあるから、金川宮記が誤つて居ることがわかる。

**クシヒミクリ 櫛比御厨** 鳳至郡に在つた。神鳳鈔に、『櫛比御厨。内宮。上分布百段、口入五十段、八十町。』とあつて、伊勢皇大神宮の御領である。惣持寺文書元弘三年九月能登國櫛比御厨内惣持寺雜掌禪勝のものに、『同御厨内和田村地頭云々』、曆應四年後四月十六日寄附狀に『能登國櫛比御厨二箇村領家云々。』正平七年正月十一日前右兵衛督判書に『能登國櫛比御厨之内惣持寺敷地事云々。』貞治三年十二月十一日兵庫允推判書に『能登國櫛比御厨庄尾空勝知行分内保村』などあるによつて、この御厨が廣範圍に亘つてゐたことが知られる。又上記の内に櫛比御厨二箇村とあるは、和田と内保のことであらう。

**クシヒムラ 櫛比村** 鹿島郡久麻加夫都阿良加志比古神社所藏の寛永十六年十月廿八日の棟札に、鳳氣至郡櫛比村とするものがある。後世この邑名はない。恐らくは櫛比庄某村の誤脱であらう。

**クシヤキ 串焼** 能美郡串で製した陶器。その遺跡に唐津山といふがある。江沼志稿に、『此領湯端にて往昔陶器を製す。串焼といふ。』と見え、文政の加賀往來にも串焼茶碗具を載せる。

**クジリマツリ 挾り祭** 羽咋郡八幡に鎮座の富木八幡神社の八朔祭で、今は八月三十一日・九月一日に行はれ、富來祭ともいふ。附近諸部落の神輿が參與して渡御を行ふ。之を

挾り祭と稱するは、もと他地方に於ける尻振り祭と類を同じくするからであらう。

**クスノヤシユウ 葛の屋集** 三冊。羽咋郡神代神社の神職であつた水野三春の歌集で、葛の屋は著者の書屋の名である。

**クスバウキ 葛篇** 二冊。金澤の俳人麥水編、一名榜庵麥水發句集。嘉永三年大浦青城が屏風の下張から得た自筆本を、森田平次が譲受けて整理したものであるが、秋冬の句は餘程失はれて居る。麥水の作句中明和元年頃までのものが集められて居るやうだ。

**クスベヤキンゴロウ 楠部屋金五郎** 諱は肇、字は子春、號は芸臺。父の諱は定賢、鳳至郡の農であつた。金五郎性強記精敏、金澤町會所の吏となり、嘗て局内の舊簿數百卷を整理して檢案に便にした。町會所標目がそれである。又書を能くして歐法に達した。文政三年九月廿九日六十一歳で歿し、野田山に葬り、頼山陽が碑文を書いた。その著に加賀古跡考八卷がある。

**クスミモリカゲ 久隅守景** 通稱半兵衛、江戸の畫人で、探幽の門に出て、一陳・無下齋・無礙齋とも號した。金澤に來り止ること六年、多く藩臣今枝・小幡二氏及び町年寄片岡孫兵衛の家に居た。この事は明曆の頃にあるらしい。

**クゼイジ 弘誓寺** 鳳至郡大町に在つて、眞宗東派に屬する。

**クセカンノンジ 救世觀音寺** ↓オホクハゴボウヤシキ 大桑御坊屋敷。

**クセシゲカタ 久世重賢** 通稱平助。寛永十一年父平右衛門の配分知百五十石を襲ぎ、加祿兩度にして三百七十石に至つた。初め御

馬廻組に班し、承應三年割場奉行に任じ、延寶五年定番御番頭となり、天和元年七月廿一日歿した。

**クセノブカタ 久世宣方** 通稱權三郎・平助。寛保三年父彌四郎の祿三百石を襲ぎ、弓馬の達者を以て知られ、割場奉行・大小將番頭を経て漸く昇進し、大組頭に至り、天明五年十一月二百石を加へられたが、寛政二年六月十一日罪を得て五ヶ山に流刑の宣告を受け、十五人扶持を得、十一月出發、三年三月十三日配所に於いて歿した。時に六十六歳。その子權太郎も亦同時に能登に流されたが、寛政三年四月十三日配所御免となつた。

**クセヘイスケ 久世平助** 前田利家に仕へて四百三十四石を領し、慶長十四年歿。その宗家の子孫は相繼いで藩に仕へる。

**クセマヒ 曲舞** 室町時代に加賀に於いて能樂の既に行はれた時に當つて、一面には尙舊演藝たる曲舞の存續して居たことは、天文日記天文八年六月三日の條及び同十年五月十一日の條に、久世舞大夫加州山崎彦太郎が大坂の本願寺に詣で、法樂の舞を奏せんことを請うて許されたことあるによつて知られる。大夫の氏を山崎といふのは、その住地から取つたものなるべく、彼は金澤御坊附近の人であつたのであらう。彦太郎は舞ひ終つて食膳を襲せられた。こは當時の本願寺として非常の厚遇で、天文日記中に能大夫が襲膳を求めて、法主證如に拒絶せられた例がある。

**クセン 愚禪** ↓ムガクグゼン 無學愚禪。クソモノ 屎物 干鰯その他の肥料をいふ。屎物は耕作の必需品なるが故に、寛文元年二月干鰯の他領搬出を禁じたことがある。この

制は寛政九年緩和せられ、輸出の干鰯に三歩半の口錢を課したが、享和二年五月古制に復して干鰯並びに一切の屎物輸出を禁じ、更に天保十四年には、漁民の利を謀つて出願者に之を許可し、次いで弘化元年に禁止し、同四年に又許可を経て輸出することを得と定めた。又百姓が屎物を購入する資金として、古來銀百貫目を役銀所に保管してあり、毎年三月郡別に貸附し、十一月に返上せしめる例であつた。

**クソモノガタヌシツキ 屎物方主付** 藩政の時、肥料に就いて周旋監督する臨時の役で、十村の子弟に分役を申付けた。

**クダサレアシガル 被下足輕** ↓テガハリアシガル 手足足輕。

**クタニ 九谷** 江沼郡奥山方に屬する部落。九谷燒の發祥地であるが、大日山の西北麓なる寒邑である。芟憩紀聞にいふ。九谷村の向、市、谷へ行く道の山下に後藤才次郎の陶場があり、釜場の跡といふ所から燒物の破片を多く出す。同書に又この村に番頭新助の居跡があるが、新助はこの谷十ヶ村の代官であつたと記し、江沼志稿には番頭を坂東に作つてゐる。

**クタニキンザン 九谷金山** 江沼郡九谷に大聖寺藩の金山があつた。芟憩紀聞に『江沼郡九谷に後藤が金掘の跡として所々にあり、其の頃大聖寺町より引越、何々年も金掘出したことありといひ傳へたり。』と記してあり、正保・慶安・承應・明曆中のこと、思はれる。この金山の奉行は五百石土田清左衛門、山見廻役は百三十石倉地加左衛門、百五十石倉地彌八郎、百十石山路清兵衛、山師監督は百五